

議第19号

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の
一部を改正する条例の制定について

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和6年3月1日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の
一部を改正する条例

(京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を次のように改正する。

第3条第2項本文中「別表第1」を「別表」に、「法別表第2の第4欄
に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中
「当該」の右に「利用特定個人情報及び」を加える。

別表1 法別表第1 23及び95の項並びに第3条第1項第1号イに規定す
る事務の項中「別表第1 23」を「別表23の項」に改める。

(京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例の一部改正)

第2条 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例（令和3年11月15日京都市条例第9号）の一部を次のよう
に改正する。

別表1 法別表第1 15及び63の項並びに第3条第1項第1号イに規定す
る事務の項の改正規定中「94の項」を「95の項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(調整規定)

- 2 この条例の施行の日が、京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和3年11月15日京都市条例第9号。以下「一部改正条例」という。）別表1の改正規定の施行の前日である場合には、第1条のうち京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表1法別表第1 23及び95の項並びに第3条第1項第1号イに規定する事務の項の改正規定中「別表第1 23及び95の項」とあるのは「別表第1 15及び63の項」と、「別表第1 23」とあるのは「別表第1 15」と、「別表23の項」とあるのは「別表15の項」とする。
- 3 前項の場合において、一部改正条例のうち京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表1法別表第1 15及び63の項並びに第3条第1項第1号イに規定する事務の項の改正規定中「別表第1 15」とあるのは「別表15の項」と、「別表第1 23」とあるのは「別表23の項」とする。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。